

令和4年度 第2回生駒市国民保護協議会 議事録

I 開催日時 令和5年3月29日11:00~

II 開催場所 生駒市役所 大会議室

III 出席者

会長 小紫会長(生駒市長)

委員

3号委員:川本委員(生駒警察署長)

4号委員:山本委員(副市長)

5号委員:原井委員(教育長)、川端委員(消防長)

6号委員:杉浦委員(総務部長)、澤井委員(危機管理監)

7号委員:川崎委員(関西電力送配電株式会社 奈良支社総務部奈良地域統括部長)、永野委員(生駒市赤十字奉仕団委員長)、吉田委員(奈良交通株式会社 北大和営業所長)

8号委員:福谷委員(生駒市消防団女性広報指導分団 分団長)、鐵東委員(生駒商工会議所 会頭)、伊藤委員(生駒市自治連合会 副会長)、大西委員(自主防災会を組織する者)、舟越委員(生駒市民生・児童委員連合会 理事)、吉村委員(生駒市議会 議長)、白本委員(生駒市議会 企画総務委員長)

委員代理

2号委員:斎藤氏(陸上自衛隊第7施設群第381施設 副中隊長)

3号委員:前川氏(郡山土木事務所計画調整課長)

7号委員:東氏(西日本電信電話株式会社 奈良支店設備部災害対策室次長)、竹ヶ鼻氏(大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部緊急保安チーム緊急奈良グループ チーフ)、石川氏(近畿日本鉄道株式会社 生駒駅副駅長)、有山氏(北倭土地改良区 事務局長)

事務局

甫田(防災安全課長)、楠下(防災安全課課長補佐)、宮崎(防災安全課防災係長)

IV

欠席者

3号委員:倉田委員(奈良県郡山保健所次長)

7号委員:乾口委員(日本郵便株式会社 生駒郵便局長)

8号委員:有山委員(生駒市医師会会長)、井上委員(生駒建設業協会会長)、笹埜委員(生駒市地域婦人団体連絡協議会 会長)

V 議事内容

I 開会

楠下補佐

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会議の開始に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

一番上が 会議次第。一枚めくっていただきまして、2枚目が「国民保護協議会出席者名簿」。その下に2つのホッチキス止めの資料がございます。資料1と資料2になります。

資料については以上でございます。

足りないものがございましたら、事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、ただいまから 令和4年度 第2回生駒市国民保護協議会を開催いたします。

なお、本市の「附属機関等の会議の公開に関する基準」では、附属機関等の会議は原則として公開するものとしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

開会にあたりまして、当協議会の会長であります小紫市長からご挨拶がございます。

市長、よろしく願いいたします。

2 会長あいさつ

小紫会長

改めまして、みなさんこんにちは。

本日は年度末のお忙しい時期にお集まりいただき、ありがとうございます。

防災会議から引き続き参加いただいている委員のみなさま、長時間になりますがよろしく願いします。

また、国民保護協議会からご出席いただいている方もよろしく願います。

今回の協議会では、本市の国民保護計画の改正を審議いただきますが、平成 21 年度に改正されて以降の改正となります。

国の国民保護に関する基本方針や奈良県の国民保護計画改正の内容の反映と、今年 1 月に行いました国民保護訓練を実施した内容で計画に反映させる必要があるところについて反映させた内容となります。

委員のみなさまには、ご審議のほどよろしく願います。

楠下課長補佐

ありがとうございました。

次に、ご出席いただいております皆様方をご紹介させていただくのが本意ではございますが、人数も多く、時間もかかることから、本日はお手元に配布させていただいております名簿でのご紹介に替えさせていただきたいと存じます。ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、本日の予定をご案内いたします。

お手元の会議次第に沿いまして進めさせていただきます。

3 審議案件といたしまして、生駒市国民保護計画の改正についてとなります。

それでは、案件に移らせていただきます。

以降の進行は、本会の会長であります小紫市長が議長となり執り行っていただきます。

市長、よろしくお願いいたします。

小紫会長

それでは議事に入りたいと思います。

まず、本日の議題、次第の3番目でございますが、審議案件 生駒市国民保護計画の改正について。こちらにつきまして、事務局から説明してください。

3 審議案件

澤井委員

それでは説明させていただきます。スライド上では文字が細かい部分もございますので、その際はお手元の資料 2 をご覧ください。

まず、生駒市国民保護計画の改正にあたり、考え方として、前のスライド図のようになります。

現行計画が平成 22 年 2 月に作成されたのち、国の国民保護に関する基本指針の変更があり、それに伴い奈良県国民保護計画の改正がございました。これの反映になります。

それから、関係法令の改正がございましたので、こちらも反映いたします。

また、本市における関係する取り組みとして、同報系防災行政無線の運用開始、「たけまるアラート」の整備、福井県敦賀市との「原子力災害時における敦賀市民の圏外広域避難に関する協定」の締結、それから今年度実施いたしました国民保護訓練の実績を取り込みまして、あわせて統計数値等の細かな修正も反映し、改正案とさせていただきます。

このうち「関係法令等の改正等」は、用語や様式の変更、削除等と言った内容であることから、「統計数値、名称、用語、本市・関係組織の経年変化等」いわゆる時点修正的なものを含め、時間の関係上説明を省略し、「国民保護に関する指針の変更」と「県国民保護計画の改正」の反映、「本市における関係する取り組み」の反映、及び「令和 4 年度国民保護訓練の実績」の反映についてのみ、詳しくご説明させていただきます。

詳しい内容のご説明に移ります。

まずは国民保護に関する基本指針・奈良県国民保護計画の改正の反映です。

前回の本市計画改正以降の政府基本方針の改正ポイントは「緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、緊急速報メールの運用」「武力攻撃、原子力災害、核攻撃等における汚染の拡大を防止する措置」「大規模集客施設や旅客輸送関連施設の避

難等への配慮」「弾道ミサイル攻撃への対策として、J-ALERT による情報伝達や弾道ミサイル落下時の行動についての平素からの周知」「訓練すべき想定等の具体例として、NBC攻撃等への対応、広域避難、地下への避難等、人口密集地、実際の機材の使用」が記載されたことであり、奈良県国民保護計画の改正の対応がスライドのようになっています。これらを 1 つずつ、本市計画に反映させていきます。

1 つ目、Em-Net、J-ALERT、緊急速報メールの運用関連です。まず、奈良県国民保護計画で「第 2 編 1 章 3 節 1 非常通信体制の整備」の部分は、本市計画では「第 2 編 1 章 3(1) 非常通信体制の整備」が対応する部分です。県の計画と本市の計画は記述体系が概ね同じであるため、編や章などの番号が概ね対応しています。県の計画の改正に準拠した内容を追加しますが、中央防災無線及び政府共通ネットワークについては、本市が加入していないため、改正案には記載しないものといたしました。

次に「第 2 編 1 章 4 節第 2 警報等の通知に必要な準備」の項です。ここも県の計画の改正に準じて、「(1) 警報伝達体制の整備」では、「市は、知事から、または内閣官房から緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、消防庁から全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等により警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、伝達方法等の周知を図る。」、「(5) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備」では、「市は、知事から、または内閣官房から緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、消防庁から全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等により警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める」というようにしております。

なお Em-Net や J-ALERT の導入により、国から全国の都道府県と並行して市にも直接通知が配信されることになっていますが、県が国から受けた通知の内容を市に通知する従来の系統での伝達も併用されるため、「知事から、または内閣官房から」としました。

次に、奈良県国民保護計画「第 3 編 4 章 1 節第 2 市町村長の警報伝達の基準」、生駒市国民保護計画改正案では「第 3 編 4 章第 1-2 警報内容の伝達方法」です。

元々、県の計画では「原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起」するが、「同報系防災行政無線を保有していない場合は、広報車による地域巡回などの方法により」住民に周知するとされています。これを受けて本市の現行計画は、当時まだ同報系の防災行政無線が整備されていなかったため、「当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき」としたうえで、広報車による地域巡回などの方法で住民に警報の発令を周知することが記載されていました。

今回、県の計画に「緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) で緊急情報を受信」することと、警報の伝達に「緊急速報メールも積極的に活用する」こ

とが記載されたため、準じた内容を本市計画に記載しますが、平成29年4月から本市でも防災行政無線の同報系が運用開始していることから併せて、現行計画の広報車による地域巡回などの方法で住民に警報の発令を周知する部分の内容を削除し、「原則として、防災行政無線（同報系）で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起」することも記載しています。

また、第3編4章第1-1(2)の図の下ですが、こちらの文言も、防災行政無線のほか「拡声器」を削除し、「緊急速報メール」を活用することなどにより行うといたしました。

2つ目、武力攻撃原子力災害、核攻撃等における汚染の拡大を防止する措置についてです。奈良県国民保護計画の「第3編5章第4(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動」及び「第3編7章2節第1-4 汚染原因に応じた対応」の表内「核攻撃等」の部分に「避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置」が記載されました。

これを受け、本市計画の対応する部分、「第3編5章第3(2) 救援活動における県との連携」と「第3編7章第2-1(4) 汚染原因に応じた対応」の「①核攻撃の場合」に、県の計画改正に準じた内容を記載しました。

なお、「避難退域時検査」という用語については、一般的には「スクリーニング」や「スクリーニング検査」と呼ばれており、敦賀市との協定においても「スクリーニング」と記載されていることから、括弧書きで「スクリーニング」と併記しました。

続いて3つ目、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の避難等です。こちらも該当箇所に記載しています。生駒市国民保護計画の「第3編4章第2-3 住民の避難誘導」の「(13) 避難住民の復帰のための措置」を、新たな項目「大規模集客施設や旅客輸送関連施設」に変更して奈良県国民保護計画の改正を引用し、「市長は大規模集客施設や主要駅についても、施設管理者と連携し、当該施設に滞在するもの等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる」と記載し、「避難住民の復帰のための措置」を「(14)」に繰り下げています。

次です。弾道ミサイルによる攻撃への対策について。奈良県国民保護計画の改正において、「第3編4章2節第2-1(3)③ 避難の指示における事態毎の留意事項」の表内「弾道ミサイルによる攻撃の場合」の資料赤字部分「※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。」というのを、本市改正案に追加いたしました。

基本指針および県計画改正の反映に関連した最後、訓練すべき想定等の具体例です。県の計画の「第2編1章5節第2-1 県における訓練の実施」の改正に準じて、本市計画の「第2編1章第5-2(1) 市における訓練の実施」について、「自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発

生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。」といたしました。

続きまして、本市における関係する取り組みを反映した部分に移ります。

1つめは、同報系防災行政無線の運用開始に伴う変更です。既に説明させていただきましたとおり、本市では、平成 29 年 4 月 1 日より、同報系防災行政無線の運用を開始しております。これを受けて、「第 3 編 4 章第 1-2(1) 警報内容の伝達方法」の内容を、広報車による地域巡回などの方法から防災行政無線の同報系で周知する方法に修正いたしました。

このことにつきまして、次の「(2)」は、広報車による地域巡回などの方法により警報の発令の周知を図る場合の細部の具体的な留意事項等の記述であったため、全文削除といたします。

2つめは、「J-ALERT 情報自動館内放送システム」(たけまるアラート)の整備に関連した項目です。これは、受信した J アラート情報を自動的に市内公共施設等の館内放送で放送するシステムで、令和 3 年から 6 年で整備をしていくよう動いております。設置場所および整備予定場所は、市内小・中学校、市立幼・保・こども園、消防署、生涯学習施設、スポーツ施設、私立の幼・保・こども園としています。

こちらにつきまして、「第 2 編 1 章第 4-2」の「(2)」が「防災行政無線の整備」の項目ですが、先ず項目名に「等」を加えるとともに、防災行政無線と並んで「その他の伝達手段」も整備に努めることとし、また、同項の「(5) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備」に記述されている警報の伝達先に「幼稚園・保育園・こども園」を追加記載しています。

3つめは、福井県敦賀市との協定締結に関する項目です。

本市と敦賀市は、平成 26 年に「原子力災害時における敦賀市民の圏外広域避難に関する協定」を締結いたしました。これは、福井県において原子力災害が発生した場合、敦賀市民の避難を奈良県奈良市・天理市・大和郡山市・生駒市で受け入れるというものです。

県も同年 6 月に、福井県と同様の協定を締結しており、この取り決めに伴い、平成 26 年 11 月に奈良県国民保護計画の改正が実施されました。

また令和 3 年 11 月には、本市と敦賀市で友好都市協定も締結しています。

これらの要素を今回の改正案に反映したものが、スライドとお手元資料の案となります。

続きまして、令和 4 年度国民保護訓練の実績の反映です。

今回の訓練の準備・実施を通じて、現行計画の記載に不十分な事項があることがわかりました。まず、事態認定以前に既に被害が発生している場合の対処体制。それから、住民避難の際の、対象住民に対する避難実施要領の事前周知。そして、要避難地域が既に、警察による立ち入り規制区

域が設定されている場合の、当該区域内の避難誘導です。

こちらは前回、12月に開催した国民保護協議会の際に使用させていただきました、訓練内容の
スライドです。まず北コミュニティセンターで爆発事案が発生、続いて近鉄百貨店生駒店で立てこも
りが発生、緊急対処事態認定がなされ、避難を実施するという流れの訓練でした。

この際、既に第1事案で大きな被害が発生していましたが、「緊急対処事態」の認定は第2事
案発生後暫くしてであったため、当初の間は国民保護法や事態対処法ではなく、災害対策基本法
を適用し、災害対策本部を設置して対処しました。

そこで先ず、事態認定以前に既に被害が発生している場合の対処体制についてですが、現行の
計画では、県外で危険性を内在する物質を有する施設に対する攻撃や大規模集客施設・大量輸
送機関等への攻撃、いわゆる大規模テロ等が行われた場合、これは「緊急対処事態」になるわけ
ですが、この場合は「事態警戒体制A」。県内で先ほどの大規模テロ等が発生した場合の他、武力
攻撃事態や弾道ミサイル攻撃など、我が国に対する本格的な武力行使が行われた際は「事態警
戒体制B」ととられており、事態警戒体制Bの事務分掌に、「必要により発生した災害への対
処に関する支援の要請、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の
応急措置」が記載されています。これは市内で被害が発生していることを想定されている記述であ
り、またこれらの所掌事務は本来、災害対策基本法において、市町村災害対策本部が行うものとし
て規定されている事項です。

このため今回の訓練の実績も踏まえ、第3編1章2について、本市市内で多数の人が死傷する
事態が発生した場合は、「事態警戒体制B」ではなく「災害対策本部体制」（この場合は事故災害
対策本部体制）をとるものとして、災害対策基本法に基づく権限で対処することを明確化するとも
に、「市外で多数の人が死傷する事態が発生したが、市内では多数の死傷者は出ていない」場合
や「市内で事態認定に至る可能性が高い事態が発生したが、まだ多数の死傷者は発生していない」
場合を「事態警戒体制B」として再整理を行いたいと思います。

具体的には「事態警戒体制Bは、市対策本部設置以前の段階で、関係機関等からの情報により
多数の人が死傷する事案の市外での発生を把握した場合や、市内で事態認定に至る可能性が高
い事態が発生した場合において、市としての確かつ迅速に対処するため、武力攻撃事態等に関す
る初動措置に関して万全を期する。」とし、更に「市内において多数の人が死傷する事案が発生し
たことを把握した場合は、生駒市地域防災計画に定める事故災害対策本部体制をもって災害対策
基本法等を適用し、避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を実施する。」といたし
ました。

またこれに併せ、同「(3)事務分掌」についても画面スライドのとおり、事態警戒体制Bの事務の
うち「③」と、「④」のうち「現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域
の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の

指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う」は新たに災害対策本部体制の所掌事務として整理し記載しております。

更に「第 3 編 1 章2」の図「事態警戒体制の配備の流れ及び構成」についても、「②警戒体制 B」に「及び災害対策本部体制」を追記しました。また、「第 2 編 1 章第 1-2 の(3) 事態の状況に応じた初動体制の確立」の項、「事態認定前の体制判断基準」も修正し、「(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の市外での発生を把握した場合や、市内で事態認定に至る可能性が高い事態が発生した場合)」とするとともに、新たに「現場からの情報により、市内において多数の人が死傷する事案が発生したことを把握した場合(事故災害対策本部体制)」を追加いたしました。

次に、住民避難の際の、対象住民に対する避難実施要領の事前周知です。

こちらは訓練の第 2 状況です。武器・爆薬等を携行した第 1 状況の犯人グループが、駅前の商業施設に人質を取って立てこもり、警察とにらみ合って膠着状況になったという状況で、今後犯人グループが強行突破を図るなどして銃撃や爆破が起こる懸念がありました。このため警察と調整し、立てこもり現場から概ね半径 300mの範囲、具体的には「町」単位では広すぎたため「番地」なども併用して、立ち入り禁止区域(警察による立ち入り規制区域)を設定しました。青の破線がその区域です。

その後、この立ち入り禁止区域内の住民等を避難させることになるわけですが、訓練の第 2 事案における避難は、既に一定の危険が生じている区域からの避難であり、特に適切なタイミングで開始し、誘導に従い適切な経路で、混乱なく静々と、なるべく短時間で、漏れなく行う必要があります。そのため避難実施要領(避難実施の計画)の詳細を、避難誘導開始までに、避難誘導に当たる関係者だけでなく、対象地域の各世帯等にも周知が必要です。

そしてその避難実施要領ですが、当該区域内の全住民等を 1 箇所に収容することは困難であるため、区域内を更に区分して避難先を指定することになりました。図がその避難区域の区分図です。

この際、元々の立ち入り禁止区域・避難対象区域が「番地」なども併用し指定してあったため、避難対象区域ごとの避難先も、番地単位で細かく指定することになりました。

また当該区域内の住民等を避難区域外に、現場から務めて遠ざかる方向で適切に誘導する必要があるため、避難区域区分ごとに1~2本の避難経路を指定して避難誘導する必要性がありました。

そしてこの避難経路はそれぞれ指定した避難先施設にまで続いています。今回避難先施設までの距離が比較的近いことから、移動は原則徒歩としました。当然、区域内には比較的距離は近いとはいえ、徒歩での避難が困難な要援護者がおられます。地域に所在する幼保こども園の園児、福祉施設利用者、病院の入院患者やその他の妊婦・高齢者等です。このような方々を避難させるためバスを運行しての避難も併用しました。赤で表示されているのがバスの運行経路です。

この車両輸送については、民間のバス会社の支援を受けているため、立ち入り禁止区域内にまで侵入させることは避ける必要性がありました。このため避難経路毎、対象区域の外側のなるべく近くの適宜の場所に一次集合地点を設定し、要援護者の施設毎に指定した一次集合地点まで徒歩で

避難してもらうこととしました。なお福祉施設利用者や病院入院患者の一部のバスに乗車させることが困難な方については、当該施設の専用車両による輸送も併用しました。

これらの結果、避難実施要領は、地域毎に経路・避難先が異なり、開始時期や移動手段の統制が必要となり、一部の避難者には輸送支援を実施し、乗車のための集合地点等も指示するなど、複雑・緻密化しました。当然地区毎、対象毎に細かい説明・周知が必要であり、周知や伝達に多大な困難が生じることがわかりました。

これに対し、現行計画の避難実施要領の内容の伝達に関する記述がされている部分、「第3編4章第2-2(4)」を見てみますと、避難誘導を支援する関係機関等や報道機関に周知することは記述されていますが、対象となる地域の住民に対しては「関係する情報を的確に伝達するよう努める」としか記述がありません。このため今回の訓練を通じて明らかとなった、避難実施要領の内容を対象となる住民等に周知・伝達する際の困難に対応できるよう、その手段・方法について追加して記載することとしました。

この際、内容が複雑で地区毎、対象毎に細かい説明・周知が必要という特性上、防災行政無線の同報系や緊急速報メールだけでは伝達は困難であるため、自治会・自主防災会組織の協力や拡声器の利用等も併用した個別の伝達が重要になります。

このことに関しては、現行の計画の「第3編4章第1-2 警報内容の伝達方法」において、防災行政無線の同報系や緊急速報メールが使えなかったことから、これらに頼らず地域住民に警報の発令を伝達・周知する方法として具体的な記述がありました。既に「本市における関係する取り組みを反映」で防災行政無線の同報系の運用開始に伴い削除した部分です。

これを受けまして、「第3編4章第2-2(4) 避難実施要領の内容の伝達等」に「第3編4章第1-2 警報内容の伝達方法」で削除した(2)の記述を準用し、「警報」とあったところを「避難実施要領」に換えて記載させていただきました。

最後、要避難地域が既に、警察による立ち入り規制区域が設定されている場合の、当該区域内の避難誘導についてです。

訓練の第2事案において、避難対象地域は警察による立ち入り規制区域がほぼ同じであり、既に一定の危険がある区域となっていました。このため、この区域内に一般の行政職員や消防団を侵入させ誘導させることや、当該区域内で民間のバス等を利用するのが妥当なのかという疑問が発生しました。

この問題については訓練の準備段階から警察・自衛隊の担当者と協議し、規制区域の内側は警察又は自衛隊が担当し、規制区域の外側は消防団含む市が担当するという形で役割分担と行うことが妥当であろうということになりました。

このような経緯から、生駒市国民保護計画の「第3編4章第2-3(3)避難誘導を行う関係機関との連携」に「市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるとき」とあったところに「または事態の発生により既に立ち入り規制区域が設定され、当該区域内に避難誘導に当たる職員等を配置することに危険が伴う懸念がある場合に

は」を追加し、「警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。」と記載いたしました。

審議案件 生駒市国民保護計画の改正については以上となります。

小紫会長

ありがとうございます。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか？
それでは特にないようでございますので、この後の進行を事務局にお返します。

楠下課長補佐

ありがとうございました。

これもちまして、令和4年度 第2回生駒市国民保護協議会を閉会いたします。

本日お車でお越しの方は、駐車券をご用意しておりますので、受付までお声かけいただきますようお願いいたします。本日は、長時間、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。